

サプライチェーン対策のための 国内投資促進事業費補助金 概要説明資料 (2次公募)

令和3年3月

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

1. 本補助金の概要

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

事業の目的

この補助事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とします。

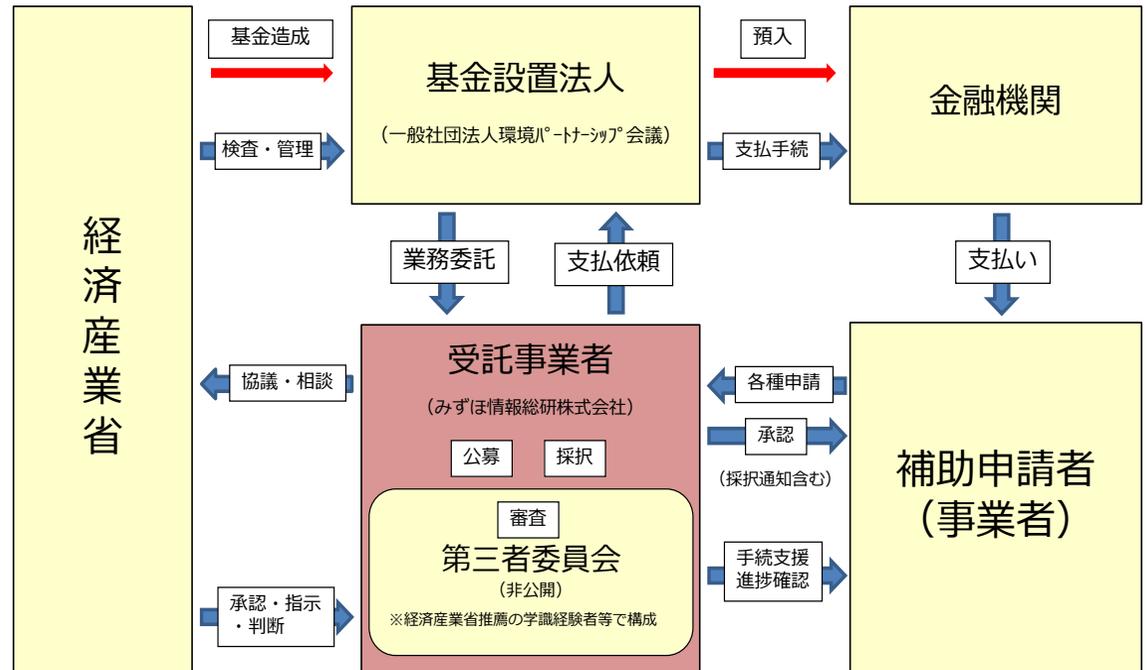
予算

・ 2, 108億円(令和2年度第3次補正予算)

補助対象・補助率等

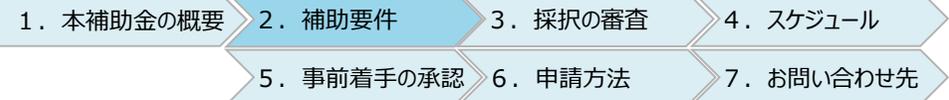
補助対象	建物・設備の導入等
補助率	[大企業] 1 / 2 以内 [中小企業等] 2 / 3 以内 ※補助対象事業A・Bは、補助対象経費に応じて段階的に低減
補助上限	[補助対象事業A・B] 100億円 [中小企業特例事業] 5億円
事業期間	原則3年間 (大規模投資案件は4年間)

本補助金の執行スキーム



※資本金が5億円以上の法人に100%株式を保有される中小企業者や直近過去3年分の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等は大型企业として扱う。
(詳細は6ページ最下段参照)

2. 補助要件（対象・経費等）



補助対象設備

補助対象施設（後述）に掲げる工場又は物流施設で使用する設備
機械装置

補助対象施設

1 工場

製造業の用に供される施設

2 物流施設（注1）

「需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応
や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資」（注2）の取
扱いがあって、以下に該当するもの

道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、
港湾運送業、貨物運送取扱業、卸売業、製造業又は小売業の用に供さ
れる倉庫又は配送センター（自ら使用する施設であること）

（注1）物流施設については、後述する補助対象事業Bのみ対象とする。

（注2）四半期に一度、納入実績等により、継続的に取扱いがあることを確認する。

1 事業者当たりの申請件数

申請は1事業者につき1案件のみとします。（リース会社は除きます。）

また、親子関係にある会社により提出された同一内容と認められる申請は、
審査の対象といたしません。

補助対象経費

経費区分	要件
・建物取得費	
・設備費	工場にあっては必須(設備の取得を伴わない案件は補助対象外)
・システム購入費	

※設備費とは、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要な
経費をいいます。建物と切り離すことのできない附帯設備は原則として建物取得費に含め
ます。

※既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない投資(更新投資)は、補
助対象外となります。

投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、令和2年12月8日（「新型コロナ
ウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定日）より前に对外発表した事
業でないこと。

※1次公募（令和2年5月公募）への応募は对外発表に当たらないものとする。

不支給要件

不支給要件のいずれにも該当しないことが求められます。

2. 補助要件（要件・補助率等）

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

補助対象事業

補助対象要件

補助率

A

生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業

※ア、イ、ウいずれも満たすこと

ア. 生産拠点の集中度

補助事業により生産する製品・部素材の生産拠点の海外集中度が、国内全体で50%以上であること

イ. 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材であること ※4ページに掲げる製品及びその部素材など

ウ. 設備機械装置の先端性

補助対象となる設備機械装置の性能（仕様・スペック）が、先端的事業であること

大企業 中小企業等

1/2
以内
～

2/3
以内
～

B

感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資の生産拠点等の整備事業

※以下に掲げる製品又は物流施設であること

<工場>

ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋、ドライアイス

メルトブロー不織布用生産ノズル

医薬品低温物流関連物資（温度ロガー、保冷容器、保冷剤、冷蔵・冷凍庫）

<物流施設>

医薬品低温物流

※補助対象経費の額に応じて段階的に低減する

※補助金限度額は100億円

1/4
以内

1/4
以内

2/3
以内

※補助金限度額は5億円

生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業

※ア、イ、ウ、エ、オいずれも満たすこと

ア. 中小企業であること

イ. 補助対象要件Aのうちア及びイを満たす製品・部素材（以下「対象製品」という。）のサプライチェーンに関連し、当該対象製品の生産等を行う事業者と直接又は間接に取引関係がある事業者であること

ウ. 当該事業者が、対象製品の生産等を行う事業者にとって必要不可欠（＝代替が効かない）製品・部素材（以下「部品等」という。）の生産等を行っていること（ただし、市場から直ちに入手可能な汎用品は除く。）

エ. 対象製品の生産等を行う事業者にとって、当該事業者からの部品等の供給が滞ることにより、対象製品の生産計画に支障を来すおそれがあること

オ. 部品等の生産能力を拡大する投資であること

中小企業
特例事業

2. 補助要件（補足）

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

補助対象事業Aで対象要件となる製品・部素材

以下に掲げる製品及びその部素材（レアメタル・レアアース等）

デジタル	半導体関連（メモリ、パワー半導体／パワーデバイス、ロジック半導体、センサー、電子回路基板、半導体製造装置、半導体副素材等） 次世代自動車関連（車載通信機器等） ロボット部品 ドローン部品 ディスプレイ 光ファイバー部材 等
グリーン	電動車関連（車載用電池、モーター等） 洋上風力発電関連（ナセル、ブレード・ハブ、タワー、基礎、発電機等部品等） 航空機関連（エンジン部品、翼構成部品等） 高効率ガスタービン部品 定置用蓄電池 等

2. 補助要件（補足）

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

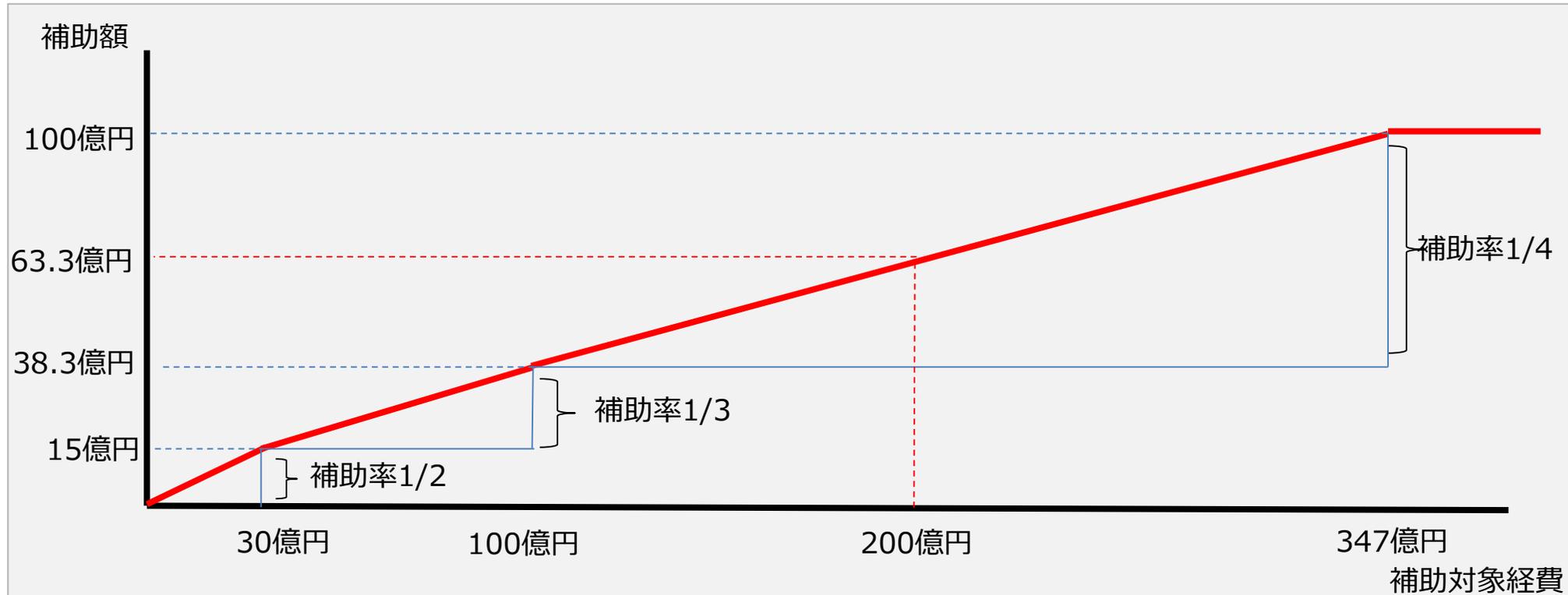
6. 申請方法

7. お問い合わせ先

補助率と補助対象経費の関係（大企業）

- ・大企業の補助率は、補助対象経費～30億円（1/2以内）、30億円～100億円（1/3以内）、100億円以上（1/4以内）。

（補助率低減のイメージ図）



※例えば、補助対象経費200億円の場合、補助対象経費30億円以下は補助額15億円、補助対象経費30億円～100億円部分は補助額約23.3億円、補助対象経費100億円～200億円部分は補助額25億円となり、補助額合計約63.3億円、総計の補助率は19/60となる。

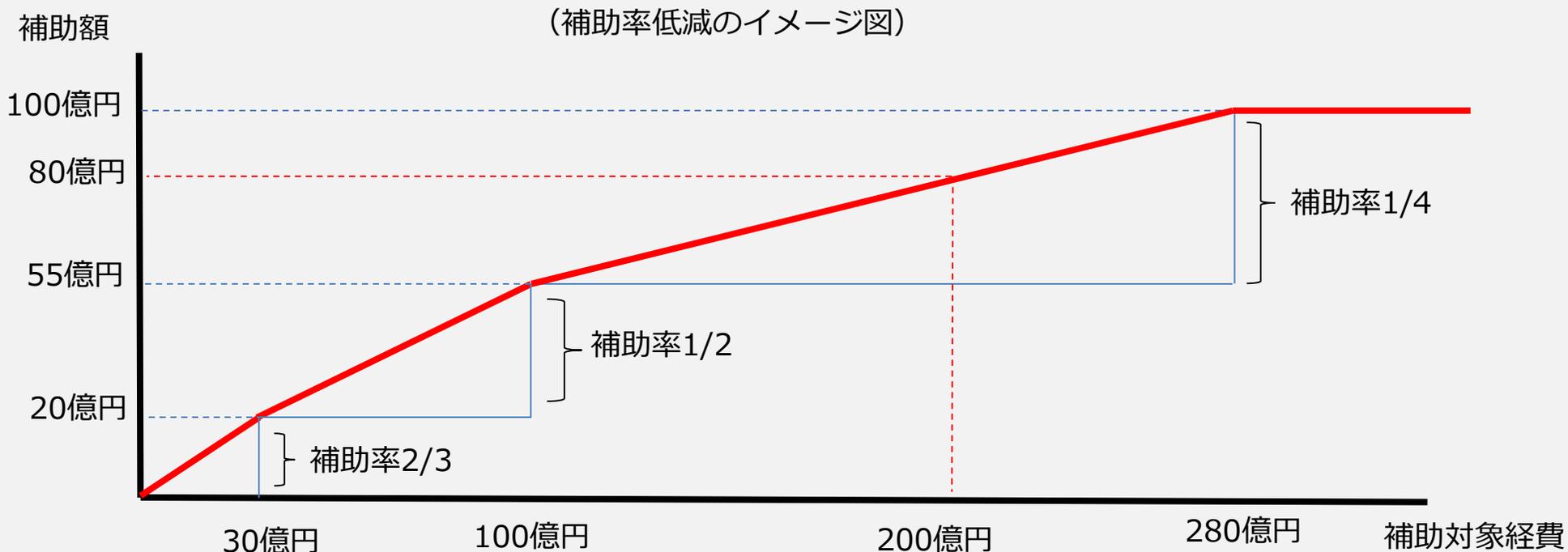
※補助対象経費約347億円以上の場合に上限100億円となる。

2. 補助要件（補足）

1. 本補助金の概要
2. 補助要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. 事前着手の承認
6. 申請方法
7. お問い合わせ先

補助率と補助対象経費の関係（中小企業等） ※中小企業特例事業に補助率の段階的低減はなく上限は5億円

- ・中小企業等の補助率は、補助対象経費～30億円（2/3以内）、30億円～100億円（1/2以内）、100億円以上（1/4以内）。



※例えば、補助対象経費200億円の場合、補助対象経費30億円以下は補助額20億円、補助対象経費30億円～100億円部分は補助額35億円、補助対象経費100億円～200億円部分は補助額25億円となり、補助額合計80億円、総計の補助率は2/5となる。

※補助対象経費280億円以上の場合に上限100億円となる。

※中小企業とは、中小企業基本法で定める中小企業者をいうが、**以下のいずれかを満たす場合は大企業として扱う。**（詳細は公募要領を要確認。）

- ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- ②確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える中小企業者
- ③みなし大企業に該当する中小企業者

2. 補助要件（補足）

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

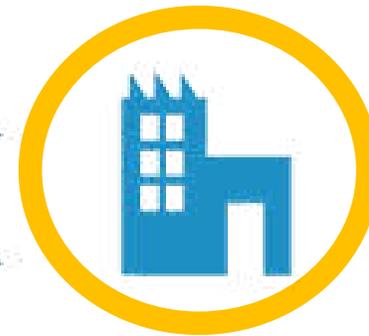
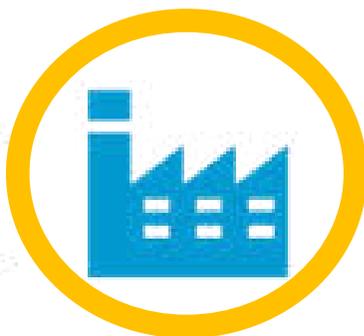
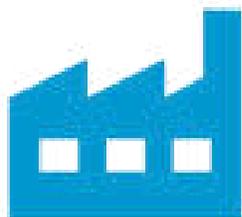
7. お問い合わせ先

中小企業特例事業の趣旨

- 生産拠点の集中度が高い製品の国内拠点整備（補助対象事業A）について、対象となる製品・部素材の国内生産・供給を行うにあたり、**必要な部品等が供給されない場合、サプライチェーンが完結せず、製品・部素材の供給が途絶する恐れがあります。**
- このため、**海外における生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい製品等の生産に必要な部品等の生産等を行う事業者についても、本補助金において支援対象とします。**
- 経営上、外的環境等の影響を受けやすい中小企業（6ページ最下段で示した中小企業の取扱いと同様。）が、有事の際、サプライチェーン上のボトルネックになりえることから、上記の観点で補助対象事業Aの対象製品・部素材の生産に必要不可欠な製品・部素材（市場から直ちに入手可能な汎用品は除く。）の生産を行う**中小企業を支援の対象とするものです。**

補助対象事業Aの要件
を満たす製品・部素材の生産

補助対象事業Aの対象製品・部素材
に欠かせない製品・部素材の生産等



補助対象要件ア～オ（3ページ参照）を満たす場合
中小企業特例事業で申請可能

2. 補助要件（補足）

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

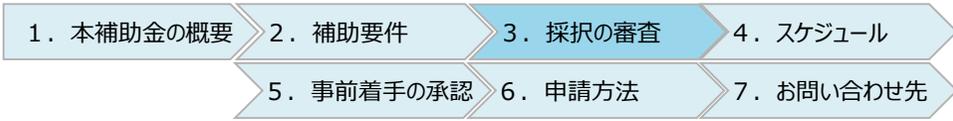
6. 申請方法

7. お問い合わせ先

中小企業特例事業補助対象要件と提出資料の例（要件イ～エ）

補助対象要件	提出資料の説明	提出資料の例
<p>イ. 対象製品のサプライチェーンに関連し、当該対象製品の生産等を行う事業者と直接又は間接に取引関係がある事業者であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当該対象製品の生産等を行う事業者と過去に取引があったことが客観的に確認できる資料 • 当該対象製品の生産等を行う事業者から部品等の生産を依頼されたことが確認できる資料 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 取引先との契約書 • 取引先への納品書 • 取引先からの発注依頼書 など
<p>ウ. 当該事業者が、対象製品の生産等を行う事業者にとって必要不可欠な部品等の生産等を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 生産する部品等が当該対象製品の生産等を行う事業者にとって代替が効かないことが確認できる資料 • 当該対象製品の生産に必要な不可欠な部品等の生産実績や技術力等を有していることが確認できる資料 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 取引先による証明書 • 共同開発契約書 • 取引先への納品書 • 第三者(業界団体・有識者等)による証明書 など
<p>エ. 対象製品の生産等を行う事業者にとって、当該事業者からの部品等の供給が滞ることにより、対象製品の生産計画に支障を来すおそれがあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 生産する部品等が当該対象製品の生産計画にとって必要不可欠であることが確認できる資料 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 取引先による証明書 など

3. 採択の審査（対象事業A）



採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査 (必須項目)	基本的要件	「公募要領 1. (1) 事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) I 補助要件」に掲げる要件を満たしているか
	適格性	「公募要領 1. (2) II 事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「公募要領 1. (2) III 不支給要件」に当たらないことが確認できるか
	補助事業の実施体制	補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか
	財務の健全性	補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか
	補助事業の実現性	補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか
	海外生産割合	補助事業により生産する製品・部素材について、生産拠点の海外集中度が、国内全体で 50%以上であるか
	生産の一国集中度	補助事業により生産する製品・部素材について、生産拠点の一国集中度が、国内全体で 50%以上であるか
事業内容に関する審査 (加点項目)	サプライチェーン途絶リスクの重大性	補助事業により生産する製品・部素材について、サプライチェーン途絶が生じた場合の経済的影響（損失）が大きいことが認められるか
	生産拠点の集中度低減効果（費用対効果）	補助事業による増産効果（海外生産割合及び生産の一国集中度の低減効果）が補助金交付申請額に比して大きいか
	レジリエンス	補助事業の実施にあたり、感染症の拡大や災害等サプライチェーン上のリスクの顕在化に対処して、補助事業を継続し、サプライチェーンを維持するための取組を行っているか
	国内サプライチェーンの分散	補助事業の立地先選定が日本国内におけるサプライチェーンの分散化に資するものであると認められるか
	投資誘発効果	補助事業による投資誘発効果（地域の雇用創出や立地先企業への受発注による経済効果等）が認められるか

3. 採択の審査（対象事業B 工場）

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査 (必須項目)	基本的要件	「公募要領 1. (1) 事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) I 補助要件」に掲げる要件を満たしているか
	適格性	「公募要領 1. (2) II 事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「公募要領 1. (2) III 不支給要件」に当たらないことが確認できるか
	補助事業の実施体制	補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか
	財務の健全性	補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか
	補助事業の実現性	補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか
事業内容に関する審査 (加点項目)	増産効果	補助事業による増産効果が補助金交付申請額に比して大きいか。また、需給の状況を踏まえた投資計画となっているか
	レジリエンス	補助事業の実施にあたり、感染症の拡大や災害等サプライチェーン上のリスクの顕在化に対処して、補助事業を継続し、サプライチェーンを維持するための取組を行っているか
	国内サプライチェーンの分散	補助事業の立地先選定が日本国内におけるサプライチェーンの分散化に資するものであると認められるか
	投資誘発効果	補助事業による投資誘発効果（地域の雇用創出や立地先企業への受発注による経済効果等）が認められるか

3. 採択の審査（対象事業B 物流施設）

審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査 (必須項目)	基本的要件	「公募要領1. (1) 事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) I 補助要件」に掲げる要件を満たしているか
	適格性	「公募要領1. (2) II 事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「公募要領1. (2) III 不支給要件」に当たらないことが確認できるか
	補助事業の実施体制	補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか
	財務の健全性	補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか
	補助事業の実現性	補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか
事業内容に関する審査 (加点項目)	物流の効率性・適切性	補助事業により整備する物流施設について、設備投資による効率化が認められるか、また、対象物資を適切に保管するための設備が充実しているか
	レジリエンス	補助事業の実施にあたり、感染症の拡大や災害等サプライチェーン上のリスクの顕在化に対処して、補助事業を継続し、サプライチェーンを維持するための取組を行っているか
	投資誘発効果	補助事業による投資誘発効果（地域の雇用創出や立地先企業への受発注による経済効果等）が認められるか

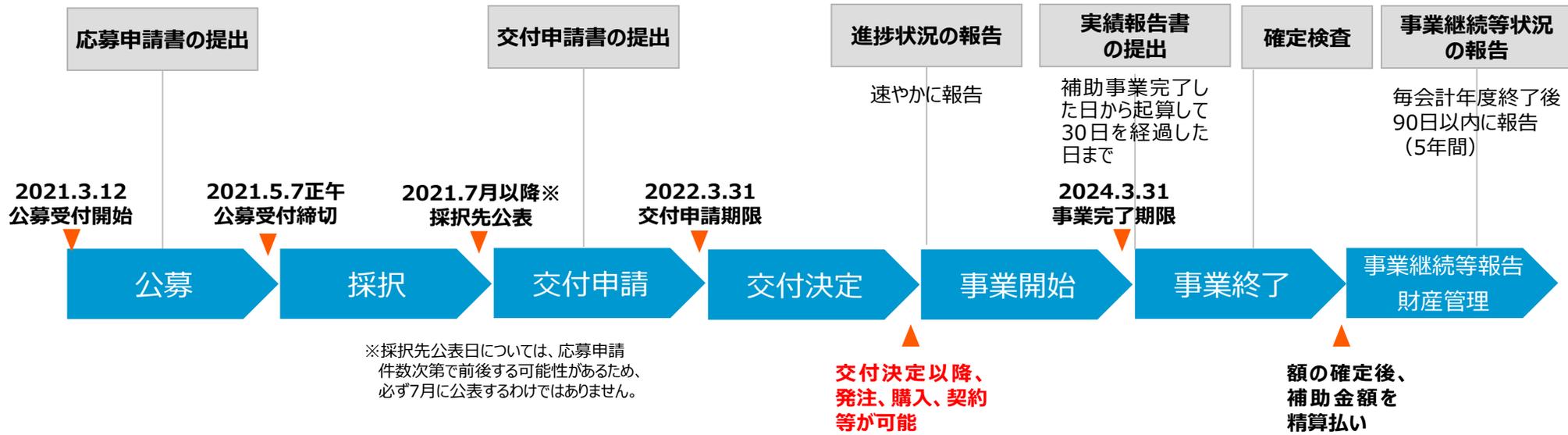
3. 採択の審査（中小企業特例事業）

審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査 (必須項目)	基本的要件	「公募要領1. (1) 事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) I 補助要件」に掲げる要件を満たしているか
	適格性	「公募要領1. (2) II 事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「公募要領1. (2) III 不支給要件」に当たらないことが確認できるか
	補助事業の実施体制	補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか
	財務の健全性	補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか
	補助事業の実現性	補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか
事業内容に関する審査 (加点項目)	サプライチェーン途絶リスクの 重大性（対象製品への寄 与度）	補助事業により生産等する製品・部素材について、対象製品への寄与度が大きいことが認められるか
	増産効果	補助事業による増産効果が補助金交付申請額に比して大きいか
	レジリエンス	補助事業の実施にあたり、感染症の拡大や災害等サプライチェーン上のリスクの顕在化に対処して、補助事業を継続し、サプライチェーンを維持するための取組を行っているか
	国内サプライチェーンの分散	補助事業の立地先選定が日本国内におけるサプライチェーンの分散化に資するものであると認められるか

4. スケジュール

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先



・公募受付締切

本補助金に応募されたい方は、5月7日(金) 正午までに応募申請書をjGrantsでご提出下さい。

・審査結果の通知

決定後、事務局から速やかにjGrantsで通知します。

・交付決定額

応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。

・交付決定前の発生経費

今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

・契約等は一般の競争に付すこと

請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。

・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る建物・設備等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、**2023年度末までに、事業完了(建物・設備の取得が完了し、経費が全て支払われた時点をいう)**して下さい。ただし、大規模な投資案件であって、2023年度末に事業を完了することができないことが明らかである場合には、事業完了期限を2024年度末までとする申請も認める場合があります。

・財産の管理

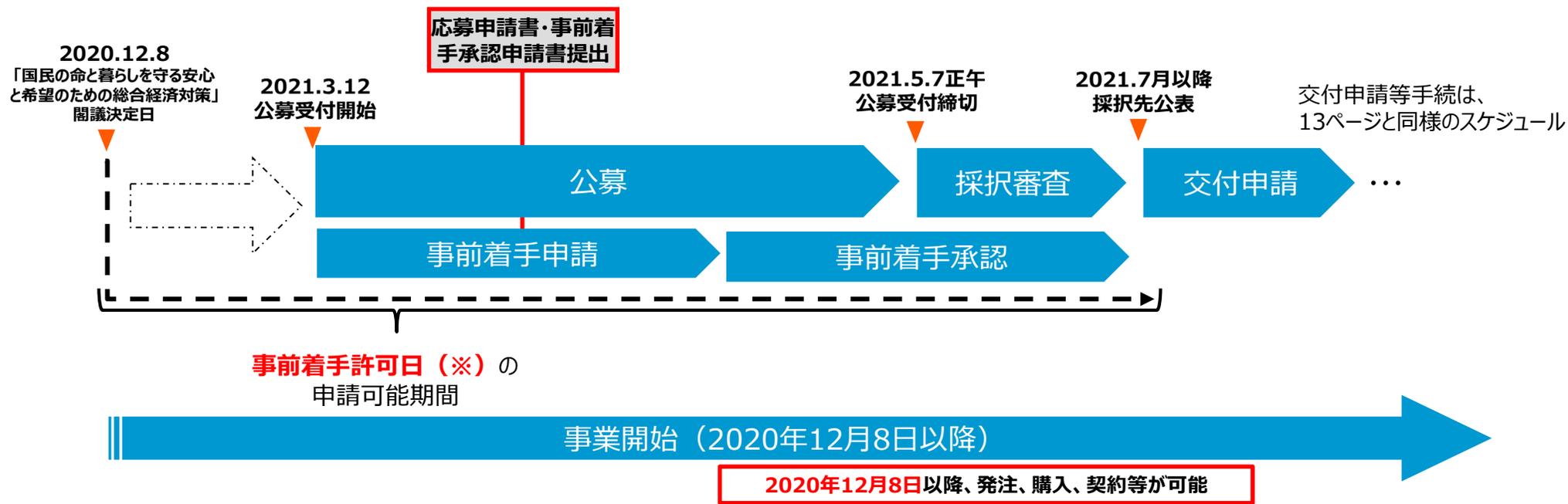
補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

・事業継続等状況の報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る事業継続等の状況について報告しなければなりません。

5. 事前着手の承認

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先



事前着手の趣旨

- ・補助事業の着手は原則として**交付決定後**です。
- ・ただし、本補助事業の必要性・緊急性に鑑み、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」閣議決定日（2020年12月8日）以降発生した経費等についても補助対象経費として認める場合もあります。
- ・事前着手申請は必要性・緊急性が認められた場合に承認されます。事前着手の要件を満たさず承認されない場合もあります。

注意事項

- ・応募申請書と事前着手承認申請書はjGrantsで同時に提出します。
- ・承認を受けた場合、**事前着手許可日（注）以降から交付決定日まで**に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を補助対象とします。
- ・事前着手承認された場合であっても、**補助金の採択を約束するものではありません。**
- ・補助金のルールに従った発注等の手続き（入札・相見積など）が行われていないと補助対象経費となりません。
- ・**事前着手を検討される場合、あらかじめ事務局にご相談ください。**

（※）事前着手許可日とは、経済産業省大臣が事前着手の実施開始日として承認した日を指します。原則、補助事業者が事前着手を希望する日となります。

6. 申請方法

- 本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。
- 申請には、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。
※GビズIDの取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備してください。
※詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

- 「GビズIDプライムアカウント」を取得後、以下のウェブサイトから応募してください。

URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000001OKVoEAO>



7. お問い合わせ先 (趣旨・事業全般)

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

所管	機関名	連絡先	本事業の趣旨について	本事業全般について
事務局	みずほ情報総研(株)	〒102-0082 東京都千代田区一番町23-3 千代田一番町ビル3階 みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部 (「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局」担当) TEL : 03-6825-5476 FAX : 03-6826-5060 MAIL : kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp		○
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課 TEL:03-3501-1677 FAX : 03-3501-6270	○	
基金設置法人	(一社)環境パートナーシップ会議	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 B1F 基金管理事業部 TEL : 03-5468-6752 FAX : 03-5468-6756	○	

7. お問い合わせ先（事前相談）

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

機関名	連絡先	所管する都道府県
北海道 経済産業局	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 北海道経済産業局 産業部 産業振興課 TEL: 011-709-2311 (内2595) MAIL: hokkaido-sangyo@meti.go.jp	北海道
東北 経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北経済産業局 産業部 産業振興課 TEL: 022-221-4906 MAIL: thk-ritti@meti.go.jp	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東 経済産業局	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 関東経済産業局 地域経済部 企業立地支援課 TEL: 048-600-0269 MAIL: kanto-ritti@meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部 経済産業局	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局 地域経済部 地域振興室 TEL: 052-951-2716 MAIL: tiikishinkouka-gyoumu@meti.go.jp	岐阜、愛知、三重
中部 経済産業局 電力・ガス事業北陸支局	〒930-0856 富山県富山市牛島新町11-7 中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 地域経済課 TEL: 076-432-5518 MAIL: hokuriku@meti.go.jp	富山、石川
近畿 経済産業局	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 近畿経済産業局 産業部 産業課 産業振興室 TEL: 06-6966-6021 FAX: 06-6966-6082	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国 経済産業局	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 中国経済産業局 産業部 産業振興課 TEL: 082-224-5638 MAIL: cgk-sannshinn@meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国 経済産業局	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 四国経済産業局 産業部 産業振興課 TEL: 087-811-8523 FAX: 087-811-8556	徳島、香川、愛媛、高知
九州 経済産業局	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 九州経済産業局 地域経済部 企業成長支援課 TEL: 092-482-5435 MAIL: kyushu-kigyoshien@meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄 総合事務局	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課 TEL: 098-866-1727 MAIL: kikakushinkouka@meti.go.jp	沖縄